

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

2016年3月28日(月)発行

No.178



名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

早まる税務調査 ～税務署の動向明らかに～

本川税理士が分析した税務調査の特徴

調査手法など	
税務調査の時期を早める (4月から着手)	
資料せんで集めた情報を基に売り上げを推計し、調査先を選定 「お尋ね」文書などで納税者を税務署に呼び出し、修正申告をさせる。その他に着眼調査(机上調査)を拡大。実地調査に移行も	
内観調査(おとり調査)、無予告調査、レジ現金など現物確認調査を確実に実施	
消費税関係	●消費税無申告者への調査が増加
	●反面調査で収入をつかみ、課税漏れを見つけて7年遡及し重加算税を迫る
	●簡易課税選択者に調査を集中(みなし仕入率の適用誤りへの調査を強化)
調査対象	
●小規模(中低階級)事業者	
●消費税の無申告者	
●売上高が1000万円を少し下回る業者 など	

消費税の無申告者への狙い撃ち、机上調査で調査率をアップ、違法性のあるおとり調査や手続き違反の反面調査もやりたい放題、個人事業者への税務調査も早まる。こんな税務署の動きが明らかになりました。三月一四日付の「全国商工新聞」から抜粋しました。

小規模事業者の呼び出し強化

新国税通則法の施行後、実地調査以外の調査を編み出してきました。具体的には「お尋ね文書」などの行政指導の拡大と納税者を税務署に呼び出して帳簿などを検査する机上調査を行い、修正申告を懲罰するというやり方です。

机上調査のターゲットは小規模

事業者です。情報開示により入手した個人課税部門の「特留事項」では「中低階級の納税者には原則として着眼調査(机上調査)により接触、必要と認められた事案については実地調査に移行」と記述されています。

民商会員の事業者も机上調査が多くなると考えられます。

税務署は、机上調査は実地調査ではないので、国税通則法の適用外と主張しています。一方で、計算誤りの是正や疑問点の確認だけを行う「事後処理」を特定部門に集約させて効率化を図り、実地調査の事務量を最大限確保しようとしています。

おとり調査や無予告調査も

見逃せないのが税務調査で必要と認められる事案について、おとり調査や無予告調査、現物確認調査を「確実に実施する」と明記していることです。

おとり調査は違法性が高いもので、それを隠さないのは、税務当局の強権的な姿勢の表れと言えます。

税務調査で重点的に強化しているのは、消費税の無申告者への調査です。売上高が一〇〇万円を少し下回る業者が狙い撃ちされています。調査に入る前に銀行への反面調査を終え、収入をつかんでいるケースが増えています。修正申告や期限後申告、重加算税や七年遡及を迫っているわけです。

簡易課税に調査集中

調査初動への対応が大事

税務署が事業者に任意で提出を求めている「資料せん」から売上を推計して調査選定しているケースが増え、消費税の簡易課税業者への調査を集中させ、みなし仕入率の適用に誤りがあると想定される業者を抽出して調査を強化しています。

また、税務調査の時期が早まっています。個人事業者への事後調査は、最近では四月から実地調査に着手し、人事異動期間中も担当者が決まっていないのに調査日を予約するなど「調査至上主義」に陥っています。

「お尋ね」や「呼び出し」

などの文書が届いたら、安易に対応しないで、必ず、支部の役員に連絡してください。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!